HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	福祉国家論と社会政策学:福祉国家に関する戸原四郎氏と岡田与好氏の所説によせて
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	經濟學研究, 34(4), 89-100
Issue Date	1985-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31671
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(4)_P89-100.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 34-4
北海道大学 1985. 3

福祉国家論と社会政策学

——福祉国家に関する戸原四郎氏と岡田与好氏の所説によせて——

荒又重雄

I

世界資本主義が長期の不況過程にある今日，福祉国家の実践もまた反省期に入っているのは当然といってよい。福祉国家に関する理論的研究は，実践の示すものの中から何を消極的なものとして捨て，何を積極的に将来に生かすべきかについての指針を与えるよう要求されている。しかし，さしあたりは，国家の理性的な介入の効果，介入そのものの理性的なあり方への可能性などについての失望から，市場原理への回帰をいうもののみ目だつのであり，そこでは市場の失敗のみならず，利潤追求の原理への反省さえ忘れさられているのではないかと思われるくらいである。一方，福祉国家の擁護に帰着するかにみえる福祉後退への反論も，現状を積極的に止揚する具体的イメージを与えていないように思われる。

そういう時期にあって，福祉国家に関する有力な歴史的研究を主導している戸原四郎氏と岡田与好氏の見解を，上記の課題に照し，社会政策学徒のある一つの常識的な目をもって検討してみたいと思う。

II

東京大学経済学部で昭和58年におこなわれたコンファランス「マルクス経済学と近代経済」の記録が，根岸隆・山口重克編『二つの経済学』（東京大学出版会，1984）として出版されている。その中に，戸原四郎氏の報告「マルクス経済学と福祉国家論」がおさめられている。これをまずとりあげてみよう。小さく，しかも総括的な報告であり，しかも，ほとんど同時に公刊された東大社会科学研究所編『福祉国家』全6巻のうちの第1巻の巻頭にある運営委員会の名による序論「福祉国家をどう把えるか」が，これと内容的に重なることにもなっているなど，重要な位置にあるものと認められるからである。

戸原四郎氏は，「定説化した福祉国家論はいまだ存在しない」[1]から，まず「対象としての福祉国家をいかにイメージするか」[2]を問題にしなくてはならないとし，「福祉国家とは，さしあたり社会保障を不可欠の一環として内包する現代国家ないし現代社会の体制であると規定してよいであろう」[3]，とのべる。この考え方から「福祉国家ないし社会保障は……」[4]であるとか，「財政的制約から福祉国家の危機が叫ばれ」[5]る，とかの表現が出ている。

社会政策学からみるならば，福祉国家とは第2次大戦後的な社会政策の一形態であって，不

1）根岸隆・山口重克編『二つの経済学，対立から対話へ』，東京大学出版会，1984年，99頁。
2）同前，99頁。
3）同前，100頁。
4）同前，99頁。
5）同前，99頁。

可欠の要素として社会保障を含むとしても，それ以外の要素，すなわち産業民主主義（労使関係政策としての）や労働基準政策や完全雇用政策やをも含む社会改良の全体的な構造物である。他のもろもろの要素をあえて周辺においちらして社会保障のみに注目することは，福祉国家の必然性や内包する矛盾や展望をみるさいに弱点となる。工場法は産業資本主義の時代に生れ，社会保険は独占資本の形成と期を一にしていることは戸原氏のみるとおりであるが[6]，これはあまりに教科書的な啓蒙的な事実であって，これら「個々の制度」のすべてが今日社会保障にとけこんでいるというわけにもゆかないのである。福祉国家の危機は財政的制約だけからいわれているのではないのであって，これを学問的に追求しようとすれば，福祉国家が出発とともにかかえた内部矛盾に目をつけなくてはならないのである。

戸原氏は，「定説化した福祉国家論はいまだ存在しない」として，さきの御自身の規定を示されるのだが，いったいこうしたまさに現代の諸階級の利害がぶつかりあう領域で，どのような場合に「定説」などというものが一つに固定しうるとお考えなのか，私には不思議である。そして，さらに氏は現代の論者にきくことなく，しかし過去の人々にきこうとする。曰く，「福祉国家のように，それ自身はイデオロギー的名称でありながら社会的に定着した概念は，それが同時代人によっていかに観念されたかに即して内容を判断されるしかないのである」[7]，と。現実に展開してきた今日までの事実にたずねることよりは，形成期の人々の観念にたずねようとするのは正しい方法であろうか。

もっとも，氏はそこで，ナチス・ドイツ的なWarfare Stateに対するイギリス的なWelfare Stateという，よく知られていることではあるが重要な歴史的選択のあり方に注目している。ところが，残念なことに，氏はそこから，福祉国家の裏づけとしての社会保障にのみ目をうつすのであって，ここでの選択がイギリス的な産業民主主義の一層の発展，すでに第1次大戦のおりの軍需品法に示されていたものの高次の再生を意味していたことには注目しないのである。

戦後の社会政策本質論争の中心テーマとなった社会政策の社会的必然性をめぐる論点は，階級闘争という語で考えるか否かについての合意は狭いとしても，これを含んだ労資関係のあり方が社会政策の必然性や社会政策の段階的形態規定にとって不可欠であることについては広い合意を形成するところまで進んだし，これは，労資関係のあり方，さらには労使関係のあり方についてさえもの批判的検討がタブー視された戦時下の論理を克服するために，必ず点検しなくてはならない論点だったのである。そのさい，社会政策の経済的必然性のみ強調したとして批判的作業の検討対象とされた大河内理論の提唱者たる大河内一男氏自身が，戦後経済の再建構想をのべるさいに，「再建さるべき経済の大いさはどの程度のものでなければならないかという問題もさることながら，その問題の解決のためにも，再建さるべき経済のシステムにかかわる問題が先決されねばならないと考え」[8]ており，「経営の民主化」をおしすすめる「生産主義的労働組合」[9]の位置づけをうち出されておられたことを兵藤釗氏が強調している。

であるから，戸原氏の報告に対するコメントで中西氏が，「近代プロレタリア」が「近代資本主義の発展に対応して次第に成長をとげ，‘主体’として自らを確立してゆくプロセス」を重視し，「近代的階級闘争の発展史にほかならない」ものとして「＜福祉国家＞の発生史」をみなくてはならないと批判している[10]のは当然であるし，コンファランスにおけるいま一

6）同前，103頁以下。
7）同前，100頁。
8）兵藤釗「『大河内理論』と現代」，『労働法律旬報』，1984年10月10日号，19頁。
9）同前，20頁。
10）根岸・山口編，前掲書，131頁。

人の報告者 貝塚啓明氏が，「イギリスにおける福祉国家確立の時期を求めると，1945年から50年に至る労働党政権の時代であるといってよい」[11]，とのべているのも，落とせない重要な指摘なのである。世界戦争によって必要とされた「プロレタリアート総体の『国民化』」[12]のために打ち出されたプログラムが，どのような条件下で現実化していったかを示す基礎的な指標だからである。

コンファランスにおける報告とコメントをめぐっての討論の様子が，貝塚啓明氏による要約として公開されている。その中に，伊藤誠氏と戸原氏との間のやりとりが記録されている。それによると，伊藤氏が，第1に，福祉国家についてみるときに資本主義体制と社会主義体制との対比の観点が大切である。第2に，今日の「小さい政府」のよび声は「社会主義体制のかかえる問題点と資本主義国における労働運動の後退が反映している」，と指摘したのに対して，戸原氏は，第1に「第2次世界大戦後の資本主義における福祉国家の発達には，社会主義体制との対抗関係は強くない」，第2に，福祉国家への反省には「経済に内在するメカニズム，たとえば福祉国家がスタグフレーションをまねきやすいという面」も関係している，と答えている[13]。

第2の論点はあとにして第1の論点についてみると，ここにおける戸原氏の判定は，福祉国家を第2次大戦後的な社会政策の一形態とみるものにとっては，全く理解に困難な判定である。福祉国家を社会保障に帰着させ，社会政策のその他の諸要素，なかんずく産業民主主義のある水準を示す労使関係政策の形態を排除することの問題性はすでに提示しておいたが，ここでは，狭い社会保障さえもが，背景としての時代，資本主義と社会主義の対抗を大きな内容とする時代を切りはなされるのである。当時の支配階級側の政策決定過程は，その時代の，つまり福祉国家形成期の，社会民主主義諸党や有力な労働組合運動のあり方をぬきにしては語れないし，そうした労働運動の当時の水準は，ソヴェト社会主義の当時の実践，およびこれに鼓舞された労働組合左翼反対派の動き，他方におけるファシズムの実践との関係の中でしか語れないはずである。

第2の論点は，福祉国家に内在する矛盾に迫ってゆくさいに重要な手がかりになるものであるが，しかし，戸原氏においてどのような位置づけにあるかと検討してみると，次のような論述に気がつくのである。すなわち，「戸原氏は，……社会保障には資本の論理から説明されえない別の論理が必要であり，原理論からは導出されない」[14]，とのべるのであり，また，次のようにもいうのである。「資本主義社会では個々人が商品経済主体として，その労働ないし雇用によって得た所得でもって自分と家族の生活を維持するという，自助の原則が社会的規範として確立する。これで片付かない相対的過剰人口や非労働人口は，社会によって非商品経済的関係のうちに扶養されるしかない。……（資本主義では—荒又）自助が不可能なものを扶養する何らかの社会制度が，補足的に再編されざるをえない。救貧制度をはじめとする諸制度は，資本主義の各時期でのその現れであり，社会保障はその現代版である」[15]，と。資本主義は「商品経済が人間社会を完全に包摂できないという限界を伴っている。資本の蓄積に不可欠な相対的過剰人口の生活がいかにして可能とされるかが，原理論では説きえない」[16]，とものべられている。

この立論の背景にあるいわゆる宇野原論の問題にもなるのであろうが，ここでは社会保障は「自助が不可能なものを扶養する」制度とされ，「社会的規範」としての「自助の原則」は

11) 同前，115頁。
12) 同前，131頁。
13) 同前，137—138頁。
14) 同前，139頁。
15) 同前，106頁。
16) 同前，105—106頁。

「その労働ないし雇用によって得た所得でもって自分と家族の生活を維持する」小商品生産者と賃労働者のみを念頭におくものとされ，自助の不可能なものの生活は商品経済の外におし出されるものとされている点が注目されなくてはならない。一口にいって，ここでは資本，つまり資本・賃労働関係が商品関係に還元され，商品関係はまたその他の諸関係に支配的な影響を与えて，それらを自らに包摂するものであるよりは，自分以外のものと単に並列しているものと位置づけられているのである。マーケット・メカニズムか，それ以外の組織的統制かという二元論とあまり差のない論立てであるといえる。

自助の論理には，資本家や土地所有者の自助をも加えなくてはならない。そうしてはじめて，商品経済的な相互対立も，また相互依存も明らかになってくる。労働貧民に対する支配階級のような目で，資本家や土地所有者を視野から落してはならない。資本蓄積に不可欠な相対的過剰人口は，資本の蓄積によって生み出されるものである。彼らも労働者階級の一員であるから，現役労働者群の手中に実現した総可変資本価値が，家族・親族共同体内での配分や，贈与や，労働者階級内部での低価格によるサーヴィス売買や，その他の形態をとおして一部分が予備軍へと流れていっても，また，予備軍は完全に不用でないゆえ予備軍なのであるから，彼らを扶持する負担が一部分資本家の負担へと転嫁されていったとしても，原理論で説いてならないことだとは考えられない。さらに，資本はその内部に協業とマニュファクチュア的分業を含むものであり，これは，常に軍隊的ヒエラルヒーへの傾斜を示していて，決してマーケット・メカニズムのみでは説明できないのであるし，また，社会保障の構成要素としての社会保険は，自助が不可能などころか，自ら集団的自助を展開しつつあった労働者階級の実践を詳細に点検した支配階級が，これを自分たちの側に吸いとっていったものであったのである。

社会保障の理解のためには，商品経済の概念ばかりではなく資本の概念が必要であり，資本家階級に対立する労働者階級の集団的自助（自助の不能性と，同時にそれと正反対に集団的自助の有能性との対立を内包するものとしての）の発展と，同時にそれと正反対に集団的自助の有能性の減衰の可能性との対立を内包するものとしてこれをみる視角が必要なのである。今少し言ってしまうならば，「me（ミー）社会」なるものは社会保障の限界を示すものであるとともに，社会保障の資本制的性格の成功的な成果を示すものでもあるのである。

多少まわりくどい表現になってしまったが，そのようにみてこそ，社会保障という政策の主体を資本主義社会の支配階級とおくことが可能になるのである。戸原氏の論理では，自助の不可能なものを扶養する制度としての社会保障の政策主体は，一体どのようなことになるのであろうか。問題を商品世界の外に押しだしてしまうと，その主体は少くとも経済学からは手のとどかないもの，経済学をもってしては理解の糸口もつかめないものになってしまわざるを得ない。社会政策の主体は何か，という論点は，社会政策学にとっては大変重要な，片時も忘れることのできない論点なのである。

社会保障がそれ自身として，労働者階級の集団的自助能力の発展とこの能力の買い上げによる衰退との二重性をもっているのは，社会保障の全体が，生産への労働者階級の潜在的な責任能力の発展を買いとり，抑制するための代価の位置にあることと結びついている。社会的生産に対する労働者階級の潜在的責任能力がどの程度であるのか，ということと，もしこれを一方的に抑圧すればどの程度に資本制的生産が危機におちいるか，あるいはもしこの責任能力を買い取るとすればどの程度高価につくか，あるいはその代価をどのような方式で支払えばよいのか，といったことどもは連結しているのである。自助への不能どころか，階級としての自助の能力の高まりが，その能力の買い取りの代価として社会保障を生み出しているのである。

戸原氏は「戦後の社会保障の特質は，その対象が特定の階級ではなくて全国民に拡大されたことと同時に，完全雇用ないし景気安定といった国民経済運営を前提に，各種の制度をセットにして国民生活の安定を図ることにあるといってよいであろう」[17]，とのべる。この結論を得るために氏は，「資本主義の発展と社会保障」と題する節を立て，「各種の制度」の「セット」としての社会保障を構成する「個々の制度の歴史的背景に触れて」いる[18]。筆者ならば「資本主義の発展と社会政策」と題しそうな領域に関説しつつ，戸原氏は，救貧制度は給付が劣悪で，受給者を社会の脱落者とするものだ，工場法は，一見すると国家介入の増大のようだが，当初は婦女子だけを対象にしたものだ，貧困対策は労働組合や友愛組合などの互助組織に委ねられていたのだ，社会保険が生れるようになっても，その適用範囲は狭く，給付は内容や水準も低く抑えられたものだった，第一次大戦後「同権化した労使の関係に国家が介入」するようになっても，大量失業の発生に苦しんでいた，その限界を打破したのが第二次大戦である，として，「総力戦の遂行」が一つには完全雇用をめざす景気政策を可能にし，いま一つに国民的統合のための全国民の生活保障を必要としたので，戦後社会保障の発生となった，とのべるのである[19]。

こうした特徴づけは，残念ながら，未だ，社会保障の段階的特質の外面的規定にとどまっているのである。社会保障以前の社会政策の諸形態は，それが社会保障とはいえないという意味の否定的な特徴づけをもって列挙されており，どのように歴史的に形成された諸要素が重層的な構造物としての福祉国家を生み出したか，という分析視角にはなっていないからである。工場法に示された労働基準はどのように広がり，どのような形態変化したのか。最低賃金制を含む労働基準の問題をぬきにして，劣等処遇の原則とは異なったものとしてナショナル・ミニマムの原則は生れえないのである。

「総力戦の遂行」のための「国民的統合」を抽象的に言うにとどまるのであれば，ナチス・ドイツにも天皇制日本にも，それぞれにそれはあった。「同権化した労使の関係に国家が介入する」(この表現に筆者は賛成ではないのだが)，ような労使関係は，福祉国家の成立に本質的な関連をもつと筆者は考えるが，戸原氏はそれをいわない。氏がそのいわゆる福祉国家＝社会保障と不可分のものとして明示的にのべるものは完全雇用あるいは景気安定である。その不可分な連鎖は「完全雇用に接近することで自助の原則による生活の安定が容易にされ，また負担能力の増大から社会保障の拡充も可能とされる」[20]，ということにあるとされている。

自助の原則と，自助の不可能なものの扶養の対置という戸原氏の見地はたしかに一貫している。また，筆者にとっても上の連鎖そのものを否定する必要はない。しかし，ここでは次のことを言わなければならない。管理通貨制度を梃子として，独占資本の投資活動を刺激することを通じてするところの完全雇用政策は，資本蓄積のある段階的構造を前提にしてのみ存在しうるものなのであるし，そうした資本蓄積の段階は，労働者階級の自助の構造をも集団的，組織的なものにかえているのである。自助を小商品生産や単純で抽象的な労働市場の次元のものに留めておくことは，もともと資本にとってできない相談なのだといわなくてはならない。労働市場の形態は労働力商品の売買であるけれども，その内容は労働力を生産資本として資本の運動に組みこむことであり，段階的に姿をかえる資本の構造との対決なしには，労働者階級の自助はありえないのである。しかし，戸原氏のイメージは，みるところ，絶えず労働市場における自由だが孤立した労働者の姿に回帰する。

戸原氏は，もちろん次のようにもいう。「社

17) 同前，105頁。
18) 同前，103頁。
19) 同前，103—105頁。
20) 同前，106頁。

会保障制度は医療・所得・生活条件等の各面での保障をつうじて国民生活の安定を図り，労働人口の自助もこれに支えられて可能となる」[21]，と。また，福祉国家見なおし論が，社会保障経費の対国民所得比率の低いイギリス，アメリカ，日本で顕著であって，その比率の高いスウェーデン等でそれほどでもないところをみると，問題は「国民生活への福祉の定着度や平等重視の社会体質と密接に関連し，福祉が単純に財政問題には解消されえないことを示している」[22]，とも指摘している。これらの論述は，現代における労働者階級の自助は，労働市場において相互に対立する小さな労働者家計を単位とするものではないし，社会保障の運営による国民所得の分配や支出における変動が，必ずしも国民所得の産出に無関係であったり，あるいはマイナスに作用するものであったりするとは限らない，との議論につながるであろう。

とはいえ，これは可能性にとどまる。戸原氏が自助をいう場合は，やはり小さな労働者家計を単位においているのであって，社会保障はせいぜいそれの外的条件にとどまる。財政問題に解消されないとしても，「もちろん福祉国家も財政的基盤を欠いては存立できない。そして経済成長が鈍化して財源の自然増があまり望めない以上，社会保障財政の健全化は拠出の増大か給付の削減か，その組合せによるしかない。問題は，この自明の枠内での方向性にある」[23]と氏はいうのである。資本蓄積，つまり資本制的拡大再生産をいわずに経済成長のみをみれば，枠はたしかに自明ではあろう。どのような生産関係のもとで国民所得が産出されるのかの問題が消えているからである。

「自明の枠内での方向性」について戸原氏はいう。「国民とくに低所得者の生活安定という社会保障の機能を保つためには，給付の一律削減などではなく，下厚上薄の体系への制度の転換が不可欠であろう。」[24]「機構の活用によって福祉国家の危機に対応しようとすることには，多くの問題がある。もともと市場機構ないし商品経済の限界から各種の社会問題が発生し，それへの対応としての現代の社会保障，これを内実とする福祉国家も必至となったのであるから，後者の危機をふたたび市場機構ないし商品経済の論理の貫徹によって解決しうると考えるのは，商品経済のもつ合理性への過信というべきであろう」[25]。

「下厚上薄の体系」はたしかにありうべき一つの選択である。しかし，どのような条件でそれが可能か，ということも検討されなくては，さしあたり一つの政策的立言にとどまるのである。その論拠が，「国民とくに低所得者の生活安定という社会保障の機能を保つためには」というものであるとすると，これははなはだ先験的であり，どこまでの合意が具体的に成立するかについて確かなことは一つもない。「とくに低所得者」といえば，「とくに低い」とはいえない所得者との関係の中でしかその実体を考え得ないし，「とくに低い」とはいえない所得者の生活安定のあり方を別にして，「とくに低所得者」の生活安定のあり方は設計されえないし，もちろん実現できないのである。

市場機構の限界を指摘する戸原氏の見解は，近年の市場機構への過信を疑わせる諸イデオロギーへの批判ではありえても，さしあたりそれ以上のものにはなりえない。市場機構のそとに，イギリスの往年の救貧制度のようなものを残しておけ，といえば，戸原氏の批判はかわせるのである。氏は一方で自助を強調するのであるから，1834年救貧法を導く理論そのものであり得るのである。

福祉国家は，社会政策学からみれば，第二次大戦後的な社会政策の一形態である。ということは，第二次大戦後的な社会政策のすべてが福祉国家だとはいえない，ということである。福

21) 同前，108頁。
22) 同前，110頁。
23) 同前，109頁。
24) 同前，111頁。
25) 同前，112—113頁。

祉国家は一つの典型であり，またかなり広範囲に共通の目標とみられたことがあったとしても，同時点の世界史の中で共に生きているというだけで自動的にすべての国が福祉国家なわけではない。福祉国家は第二次大戦後的な社会政策の中で，とりわけ社会改良的性格のつよいもの，労働者階級の側の主体性の承認の程度や労働力保全の水準やの比較的高いものである。社会保障に限ってみても，たとえばＩＬＯ第102号条約にみるように，その内容や水準は評価の対象なのである。戸原氏のように福祉国家の概念から資本の概念を抜き去ってしまうと，狭義に社会保障のみをみる場合でさえ，これに対する評価の基準を失うことになるであろう。

III

東大社会科学研究所編『福祉国家』第１巻には，第１章として岡田与好氏による「『福祉国家』理念の形成」という論文が配されている。この論文で岡田氏は，70年代後半以降今日にいたる時代に，「第一に，保守・革新のいずれの側でも，現代社会体制としてのいわゆる福祉国家の限界――資本主義的限界――が共通の問題であり，第二に，したがって，単に福祉の切捨てか否かだけではなく，福祉国家の限界を固定・拡大するか，それとも逆に，それを――社会主義に向けて――突破するかが，両者の決定的対立点となった」[26] と激しく鋭く開題しながら，「ロイド＝ジョージの希望と予測はイギリスでたしかに一部は達成されたが，全部は達成されていない。しかもその一部達成のためにも，二つの悲惨な世界大戦，すなわち階級闘争の余地を殆んど残さないし，また許さない国民的大結集と，それによる一定の全国民的合意の成立が必要であった。核戦争の脅威のもとで，現代福祉国家はどこに行くのであろうか」[27] との，やや感傷的な文章で結んでいる。

「階級闘争の余地を殆んど残さないし，また許さない国民的大結集」などということばは，第１次大戦時には「戦争を反乱へ」というレーニン的テーゼがあったことや，どのような形態と内容をもった「国民的大結集」となったかが，まさしく「階級闘争」そのものの帰結であったことやを知るものにとって，とてもききずてにはできないけれども，岡田氏のこの論文の主内容は，上述の開題や結語とはむしろ別のもの，1950年社会保障審議会の勧告と1977年総合社会政策基本問題研究会の報告書とをつなぐ思想を，Ｔ・Ｈ・マーシャルから示唆をうけながらイギリスの新自由主義に由来するものと見透したうえ，イギリス自由党社会改革の思想を明らかにしようとするところにある。ハイエクやＭ・フリードマンのような自由主義とは別の，たとえばＴ・Ｈ・グリーンのような自由主義の存在を強調することは大切なことである。

しかし，岡田氏によるそうした新自由主義の再発見は，日本の社会政策学への激しい論難と結びついているのである。岡田氏は，上述の論文に先だつ1981年の論文「社会政策とは何か」を，「いまこそわが社会政策学の伝統を打破して，新しい社会政策概念を再構築」[28] するときである，という言葉で結んでいる。岡田氏は，1977年「総合社会政策基本問題研究会報告書」における社会政策の概念が，日本における社会政策学の社会政策概念とはなはだ異なったものであることを指摘し，このことについて「論争好きの社会政策学者がなお態度不鮮明のままである」[29] こと，そうした流れはベヴァリッジにさえあるのに「それと対決することもしなかった」[30] ことを非難し，御自身は，「社会政策学会（の議論－荒又）をはなれて，英米系，とりわけ，今日的『社会政策』の源流を代表するイギリスにおける『社会政策』概念を改めて再検

26) 東京大学社会科学研究所編『福祉国家』第一巻，東京大学出版会，1984年，37頁。
27) 同前，86頁。
28) 岡田与好「社会政策とは何か」，東大『社会科学研究』第32巻第５号，1981年，275頁。
29) 同前，263頁。
30) 同前，270頁。

討することが必要なのである」[31] とし，つまるところT・Hマーシャルや R・M・ティトマスに説得されて先の結びのことばに辿りつき，「社会政策学者の忌憚のない批判を期待する」[32] とのべるのである。

筆者は以下に，おそまきながら忌憚のない若干の批判をのべようと思うのだが，そのまえに，岡田氏による悪罵に近いいくつかの発言に対して，いささか毒消し的発言を対置しておきたい。社会政策学者が岡田氏のいうような論争好きであったのは，おそらく20年以上も前の話である。「賃労働」概念の提起や「社会政策から労働問題へ」の呼びかけののちには，社会政策概念をめぐる論議はすたれたのであって，そのいみでは，英米系の social policy の概念が出てきたからといって，学会を挙げて大騒ぎをする動機はないのである。とはいっても，だれもそのことに関心をもたないということではないのであって，筆者は何年来自分の勤務校での講義で一言づつ触れつづけてきているし，たとえば中原弘二氏のように，そのことについての研究の一部を公表[33] してきた人もいるのである。社会政策学者が「縄張りを継持・確保することに精力を注いできたようにみえる」[34] といわれるが，社会政策学会の春秋の大会を偏見なくみてきた人ならば，この学会が決して方法論による学派として成りたっているものではなく，研究対象を同じくする人によって成りたっているものであること，そのうちには経済学者も法律学者も，産業社会学者も労務管理学者も，狭義の福祉の研究者も家政学の研究者も，その他いろいろの専門に属する人々を含んでいることを知っているはずである。1977年の上記報告書が出されたことをもって「『社会政策学会――の主流――の存在理由は，ようやく根本的に問われるに至っている」[35] などいわれると，もうこれは開いた口がふさがらない。何と合づちをうったらよいものやら。とにかくアカデミック・フリーダムは忘れないで頂きたいと念を押すのみである。

さて，いま少し実質的な論点に話をうつすことにしよう。岡田氏は，英米系の社会政策の概念内容がカヴァーする範囲を示すスペクトラムと日本の社会政策学における社会政策の概念内容からみたスペクトラムとを比較し，前者では「『社会保障政策』が社会政策の起点＝核とされ」，その範囲の拡大とともに「社会生活の全領域をおおう「総合社会政策」integrated social policy へと展開する[36] のに対して，後者では「経済政策の一要素としての社会政策と，その外部に，周辺的要素としてそれに接する社会事業……とが範疇的に区別され」[37] ていると指摘し，社会保障を社会政策の概念にとりこもうとする試みも首尾一貫しない，と批判している[38]。岡田氏の，筆者がここで紹介した前段の指摘も後段の批判も，ある程度正しいが，ある程度までである。というのはここでは話が戦後のいわゆる社会政策本質論争時にかけての大河内理論とその周辺に限られているからである。

もともとドイツ系の Sozialpolitik はそのカヴァーする範囲から言えば social reform なのであって，それが特定のイデオロギー的色彩を薄めて学問の一分野として日本に位置づけられた際には，industrial relations and social policy であるとみるのが適当なのである。社会政策本質論争が下火になったころに勉強をはじめた筆者に大河内理論が教えてくれたことは，むしろ，社会政策学の対象は資本制下における国家の労働者政策であって，広義の経済政策の一環であり，重商主義的な労働者条例や救貧法から工場法や労働組合政策を経て社会保障

31) 同前，271頁。
32) 同前，275頁。
33) 中原弘二「現代社会政策についての簡単な覚え書き」，佐賀大学『経済学論集』第8巻第1・2号，1975。
34) 岡田与好「社会政策とは何か」，269頁。
35) 同前，263頁。
36) 同前，264頁。
37) 同前，266頁。
38) 同前，267—269頁。

政策にまで及ぶものだ，ということであった。大河内氏の『社会政策（各論）』も『社会政策原理』も，そのような範囲を示唆していた。筆者は現在，社会政策を労使関係政策，労働基準政策，雇用政策，社会保障政策の四本の柱で講じているし，そのエッセンスは公けにしてある[39]。小林謙一氏が受験参考書の形をとって執筆された教科書[40]も同様な四本柱である。社会政策学会の中には，社会保障分科会や福祉問題分科会があり，春秋に開催される研究大会のうち，とくに秋の研究大会は系統的に福祉問題に光をあててきている。岡田氏のいう「生産の社会化とともに，あるいはそれ以上に，『消費の社会化』が，社会変動の重要な起動力となっているかにみえる現代資本主義」に注目した生活研究や社会保障研究は沢山の人によってとりくまれてきたし，だいたい戦後の社会政策学会年報第1集の標題からしてが『賃金・生計費・生活保障』であって，社会保障に関する論文をいくつものせていたのである。

そんなわけで，岡田氏の議論にあわせて筆者が問題にしたいのは，スペクトラムの及ぶ範囲のことよりはむしろ，その色調のあり方である。つまり，岡田氏が賛同している総合社会政策が社会保障を核としているのに対して，筆者がもっているところの一つの常識的見解は何を核としてみるのか，ということである。敢えて対置するならば，現役労働者の労働現場における労働条件と労使関係，これに直接に規定されている生活であると筆者は考えている。社会政策としてみれば労使関係政策と労働基準政策である。もちろん，社会政策をさらに基礎をなす労働問題全般に広げて考察すれば，労働市場のことも考えなくてはならない。しかし，政策の次元で考えるならば，分析の出発点になるのは，構造の核であるところの労使関係政策と労働基準政策だと考えるのである。

筆者のもつ一つの常識からすれば，社会保障を核とするスペクトラムが，現役労働者の生活と権利，とりわけ労働現場におけるそれの領域に至ると急速に光あわくなるのは，まさにsocial policyのイデオロギー性の反映なのであるけれども，これを学問的に把えなおすべき立場にある岡田氏なら，せめてQWLくらいは指摘してもらいたいものである。

「ドイツ的な『社会政策』Sozialpolitikの概念を継承しつつ，そのマルクス主義的再構成の仕方に腐心し，それをめぐって論争を繰返してきた，日本的『社会政策』論」[41]と，岡田氏によって揶揄されている流れは，先にのべたように決して社会政策学会の全てではないが，多分筆者の常識はその流れの中にあるので言うことにしよう。ビスマルク時代の講壇社会主義にしろワイマール時代の社会民主主義にしろ，いずれにしろイデオロギーとしてのsociol reformの色彩の濃かった社会政策概念を資本の概念と結びつけ，それから展開することによって学問の名に値するものとしようとしたのが大河内氏の歴史的作業だった。そして大河内氏はその作業を押しすすめながらも，労働力を生産資本の一要素の地位に入るものと明確に位置づけることなく，土地と資本と労働という生産の三要素の一つとして並列的に労働力を配する考え方を充分に脱却できなかったゆえに限界にぶつかったのだ[42]。限界にぶつかったとはいっても，問題を資本の概念との関連においたところは忘れられぬ貢献なのである。たとえ総合社会政策の周辺部においてであったとしてもQWLを想いおこす現実感覚をもちあわせていたとしたら労使関係や労働基準を想いおこされたことであろうし，そうすれば資本概念をめぐる格闘をそんな風には揶揄できないことであろう。

岡田氏によって肯定的に受けとめられているsocial policyの側の考え方は，資本概念から

39) 荒又重雄・山越洋之助・中原弘二・美馬孝人『社会政策(1)』，有斐閣新書，1979年。
40) 小林謙一の公務員試験受験者用参考書。実務教育出版。
41) 岡田与好，前掲論文，263頁。
42) 拙稿「社会政策本質論争の遺産」黒川俊雄・佐藤稔・西村豁通編『社会政策と労働問題』，未来社，1983年。

出発するものではない。それは「市場経済の機能を前提とした上で，市場行動によって充足されえない物的および社会的な欲望充足機会を政府の活動によって作り出すこと」[43]である。この考え方は今日の経済学の中にあるポピュラーな考え方の一つであって，そうおどろくべきものでもないが，岡田氏が，日本の社会政策学は「『市場経済の機能を前提としたうえで』よりはむしろ，『市場経済の機能の社会的欠陥を前提として』，この欠陥を緩和・是正する手段として社会政策を問題としてきた」[44]と指摘し，「市場機構だけで充足され得ない」「社会的ニーズ」を「非市場的手段によって充足」させることに「社会政策の固有の領域がある」という認識[45]に賛意を表している点に注目したい。

資本の運動は商品価値の運動を前提している。社会政策が資本の運動に介入し，これに若干の外枠を与えたところで，資本の運動を本質的に押しころしてしまうことのないのが，さらには，ある範囲で資本の運動に対し肯定的効果さえもつのが社会政策なのであるから(「社会政策の経済的必然性」)，社会政策はあいかわらず商品価値の運動を，したがつて市場機構を，前提しているのである。また，social policy が市場機構だけでは充足されえない社会的ニーズのためにあるというなら，それは，そのニーズの充足を市場機構にゆだねたならば「市場経済の機能の社会的欠陥」を露呈してしまうだろうことである。氏は何かを批判し，何かを主張したことになっているのだろうか。

もう少し具体的なイメージを投入してみよう。social services が公衆衛生であるとか国民教育であるとかの内容をもっている場合，これは社会保障と深く関連する。しかし，市場機構だけでは充足できないニーズを治安であるとか国防であるとかに拡げれば，これはA・スミスの時代の議論にさえあったことで，social policy に直結しない。岡田氏は，「わが国の『社会奉仕』とか『社会事業』という語は，元来……社会のために，社会を対象として，特定の私的個人・集団が提供する活動や施設を意味する。これに対して，『社会サービス』は，……社会成員としての諸個人のために，彼らを対象として，社会が……提供する活動や施設を意味する」[46]とのべている。これをみると，氏はどうやら筆者のいうところの社会保障の一部となった社会事業たる社会福祉[47]を考えている。とすれば次の論点に移ることができる。そこでもちいられる「非市場的手段」とは何か。

資本蓄積の進行にともなって生産と消費の社会化がすすんだ。そして，純粋な商品関係のみでは説明できぬ現象の領域も広がった。そして，社会政策をもその一環とするそれら領域での経験は，その領域の原理を単純な当為や理想的官僚制をもってすることのできないことを教えた。問題は具体的である。純粋な商品関係でない領域にも，商品関係の基礎にあるより抽象的な社会関係の，商品関係とは別な形態をとった何かが作用しているであろう。社会主義や，自由主義に対立するものとしての社会政策の立場が，そうしたものの世界史的意義を将来に亘って積極的に示そうとするならば，まさにこのことについての理解を深めなければならない時代になっている。これまでの社会政策の研究がこの点でも数段の前進を要請されているのは確かである。その際，「非市場的」という否定的・消極的な規定では，古典的な，反自由主義・反社会主義としての社会政策という規定の水準を抜け出たことにならない。

岡田氏はT・H・マーシャルやR・M・ティトマスに学びながらいう，「社会政策は，経済システムがそれ自身では達成しようとしない成果を達成するために，政治権力の利用によって，経済システムの作用を乗り越え，補充し，

43) 岡田与好，前掲論文263頁。
44) 同前，264頁。
45) 同前，264頁。
46) 同前，272頁。
47) 拙稿，「社会政策および福祉の概念と福祉国家」，西村豁通・松井英一編『福祉国家体制と社会政策』，御茶の水書房，1981年，69頁。

修正しようとする」,「社会政策における非市場的な——非貨幣的ではない」諸要因が注目さるべきである,「支出を伴ないえない要求こそが,社会サーヴィスの固有の対象領域である」,「社会サーヴィスは……相互的な『交換』exchangeによってではなく,一方的な『贈与』gift ないし『供与』grant」ないし「一方的移転 unilateral transfer」「によって維持・再生産される」,等々と[48]。

ここでみられる贈与とか供与とかの概念は,今日の経済学の一部でポピュラーであり,社会政策学も長く公的扶助の特質を社会保険と比較しつつ一方的供与といってきているので,特に異質の議論がなされているとは思わない。「経済システム」の作用は「個別資本の要求」であり,「政治権力」は「国家」であり,「修正」の方向は社会的総資本の合理性とおけば,これは大河内理論と同次元でさえある。社会政策学は労働市場における労資の競争,資本の集積と労働組合の成長による競争条件の変化,労働基準による競争のあり方への規制,社会保険における拠出の義務と受給の権利,公的扶助における一方的移転と,重層的システムを考えてきている。この点ではマーシャル,ティトマスを背後にした岡田氏に論難されるべきところはない。

問題は煮つまって次の点に帰着する。岡田氏はいう,イギリスの社会政策概念は「消費者＝生活者としての個人のニーズを議論の出発点としており,わが社会政策学会の主流的社会政策概念が,いわば資本のニーズを出発点とし,したがって,個人を,何よりも,労働力の担い手として,あるいは生産要素としてとらえるところから出発している」[49]と。岡田氏のいうのは古典的大河内理論であって,筆者の一つの常識では資本の概念は剰余価値法則を,したがって労資の対抗を内包しているのだから,個人は決して受動的要素ではない。ただこの点を繰り返しのべるのをやめて,岡田氏が大河内的概念を蹴ってどこに跳ぼうとしているのかをみると,次のごとくである。

イギリスの社会サーヴィスの「基礎前提」は「『社会』のために個人があるのではなく,『個人』のために『社会』があるという……観点」[50]である。ティトマスは,「この領域を『経済的市場』economic market に対比して『社会的市場』social market として概念化することを考えてもよいとわたくしは思っている」,と言っている。「こうして社会政策は,……市場的＝経済的世界とは別個の非市場的＝社会的世界を形成する。」[51]「第二次大戦後のいわゆる『福祉国家』の社会政策は」,ティトマスによって,「社会的平等の原理に立脚し」,「社会福祉を必要の原則にもとづいて,市場の外で普遍的サービスを提供するところの,社会の主要な総合的制度とみなす」「社会政策の制度的・再分配モデル」として定式化されている[52]。わが国の「総合社会政策研究の課題」も「社会の論理に対する経済の論理の優位から,後者に対する前者の優位への政策基調の転換」[53]にあったのであると。

ここまできて,やっと筆者に得心のいくものがある。岡田氏は1977年の総合社会政策に関する『報告書』に壮大な社会改良のプログラムを読みとり,その背後にあると目されるイギリスの理論と現実の中にそのプログラムの現実性を確信し,そうした社会改良のプログラムを推進しているのは官僚機構,「しかも労働省や厚生省ではなく経済企画庁」であること,社会政策学者がほとんどこれに関与していないことをみて,何とふがいないことかと憤激されたもののようである[54]。この点についてみれば,相沢与一氏が,「そもそも財政合理化や企業合理化の見地からいわゆる『福祉見直し』や雇用合理化の攻撃が推進されてきたさなかに,……福祉国

48) 岡田与好,前掲論文,273頁。
49) 同前,275頁。
50) 同前,272頁。
51) 同前,273頁。
52) 同前,274頁。
53) 同前,261頁。
54) 同前,261—262頁。

家を越えるものとされる『福祉社会』へのバラ色の道筋として『総合社会政策』が提示されたのは，いかにもおかしい」[55]という感情をもたれたことにことよせて，筆者はさらに，岡田氏が1981年の時点になってなおその「バラ色の道筋」に確信しているのはいかにもおかしい，といわなくてはならない。もっとも，先にみてあるように，1984年の岡田氏はその道筋について少くともいま少し厳しい判断に立っておられるようではあるが。

筆者は中原弘二氏とともに[56]，必要の原則にもとづいて市場の外で普遍的なおよび選択的サーヴィスを与える社会福祉を支持することにやぶさかではないし，それが無差別なサーヴィスであるが故に社会的連帯，利他心，寛容，責任の態度を助長することを期待するのにもやぶさかではない。しかしまた，中原氏が，「ティトマスの場合は社会政策の前提に政治的民主主義の発達過程に対応して形成される社会＝コミュニティがあることは明白である」[57]と指摘していることにも強く共感するのである。政治的民主主義の一定水準に対応するある内容をもった社会＝コミュニティを考えるとしたら，当然，その中間には産業民主主義のある水準を配さなくてはならないし，労働者階級の間の互助のある水準も加えなくてはならない。そうでなくては，社会的サーヴィスの無差別性と利他心や責任とを結びつけることはできない。

ティトマスが社会的市場という概念に魅力を感じていることについて，筆者の意見は留保する。ワルラス的世界で極度に狭く純化された市場概念は，近年，たとえば内部労働市場の概念や賃金市場と雇用市場の区別やにみられるように，資源配分の領域の意味にまで抽象化され，したがって適用域を拡大している。何がしかの積極的規定性が，やがて生れないでもないであろう。しかしながら岡田氏がティトマスをうけて「市場的＝経済的世界とは別個の非市場的＝社会的世界」とのべたり，「『経済国家』から『社会国家』への転換」を展望されるとき，話は社会科学者らしからぬ空論に一転するのである。

55) 相沢与一，「社会政策論総合化の問題所在」，西村豁通・松井英一編『福祉国家体制と社会政策』，108頁。
56) 中原弘二，前掲論文，176頁。
57) 同前，184頁。

IV

戸原氏が自助と自助不能との区別と対比をもって福祉国家の限界を論理づけることになる傾きをもった論を立てているのに対して，岡田氏は「経済的世界」と区別された「社会的世界」をうち出すことによって福祉国家の可能性を論理づけていた。そして，この相異にもかかわらず，両氏は，市場機構とそれ以外との区別を基本的な範疇とし，資本の概念をとりこみ展開する努力に欠けることにおいて共通している。だが，両氏に主導されてあらわれている福祉国家研究の歴史学的論文（たとえば『福祉国家』第1巻所収の）は両氏の理論と方法を基礎づけることになっているようにはみえない。

筆者はまた，両氏の理論を，社会政策学の一つの常識的な見地からみて論評してきたが，筆者の常識がどれだけ広く共通しているかを確かめる興味はない。研究は絶えざる対立をはらみながら進むのであるから。この点に関して最後に一言付言したい。とくに岡田氏は，「社会政策学会の支配的見解」であるとか，「『社会政策学会』――の主流」であるとか，大河内的社会政策概念で「社会政策学界のそれを代表させる」であるとか，「社会政策学会の主流的社会政策概念」であるとか，「社会政策学会の有力会員」であるとか，いわれるのであるが，そうした言葉使いと，その背後にある感情とは学問にふさわしくない。これらの言葉にはおそらく根拠がないし，根拠づけようとする努力のあとはみられない。そして，それらの言葉のために，社会政策学会員としての筆者は，論旨を冷静にとらえるために余分のエネルギーを要求されたのである。